

仕様書

- 1 売渡人は、次の医療用ガスを東部医療センターに供給するものとする。
供給物品 液化酸素貯槽向け医療用液体酸素
規 格 日本薬局方外液体酸素 純度 99.5%以上
概算数量 76,000,000 L
なお、数量は概算数量であり、発注数量を保証するものではない。
- 2 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 3 納入場所
名古屋市千種区若水一丁目 2 番 23 号
東部医療センターの指定場所
- 4 調達の条件等
 - (1) 売渡人は、高圧ガス保安法等の関連法令を遵守し、適正な届出を行い、関係省庁等の許可等を確実に受け、災害対策をし、緊急時を含めた業務体制を十分に整えること。
 - (2) 売渡人は、名古屋市内に販売所を設置し、1 年を通じて 24 時間にわたり、災害時及び緊急時も含めて迅速・適切に対応すること。また、トラブルの発生時には、365 日 24 時間いつでも病院へ急行し、原因解明及び問題解決のため尽力し、速やかに医療用ガスの安全な供給を確保すること。
 - (3) 売渡人は、契約期間中継続して、医薬品販売業の許可を受けていること。
 - (4) 売渡人は、契約期間中継続して、高圧ガス販売業の許可を受けている又は高圧ガス販売事業の届出を行っていること。
 - (5) 売渡人は、供給物品を、愛知県内にある供給拠点（製造工場）から確実に納入し得ることを証明した者であること。
 - (6) 売渡人は、契約期間中継続して、一般財団法人医療関連サービス振興会が行う「医療関連サービスマーク（医療用ガス供給設備の保守点検業務）」の認定を受けていること。
 - (7) 売渡人は、契約期間中継続して、一般社団法人日本産業・医療ガス協会愛知県支部の会員である又は災害時の代行保証を 2 業者以上確保すること。
- 5 納品・検収方法
 - (1) 売渡人は、供給物品を、病院の指示に基づき、指定された場所に、指定された数量を、指定された日時までに遅延なく、病院職員立会いのもと納入すること。物品の納入につ

いては、自社又は供給証明書を提出するメーカー等が行うこと。また、納入にあたり供給設備の立地状況を確認し、安全に留意して納入すること。

- (2) 供給時に供給設備の運転状況を確認し、「納品書」の他に「納入点検報告書」を提出すること。また、供給時に供給設備に異常を発見した場合は、速やかに病院に報告し、病院の指示に従い、病院の診療に支障をきたさないよう、迅速・適切に対応をすること。その他納品時に必要なチェック項目については、病院の指示に従うこと。
- (3) 病院職員の検収を受けた納品書は、病院の経営課に提出すること。

6 支払い方法

- (1) 売渡人は、単価に当該月の納入数量を乗じ、消費税等を加算した金額を翌月に、買受人に請求するものとする。
- (2) 買受人は、売渡人から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に売渡人に支払うものとする。

7 その他

(1) 妨害又は不当要求に対する届出義務

ア 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ 売渡人がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、アの報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (2) 売渡人は、別記「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

グリーン配送に関する特記仕書

(基本事項)

第 1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。))が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第 2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。